

2026年9月

貸金庫規定の改定のお知らせ

当金庫では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受け、下記のとおり貸金庫規定を改定いたしました。

なお、改定後の規定は従前よりお取引いただいているお客さまについても適用されますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

貸金庫規定

※ 改定後の貸金庫規定は、当金庫ホームページの各種規定集に掲載します。

2. 改定の主な内容

- (1) 貸金庫に格納いただけない物品として「現金」を追加
- (2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面で申告いただくこと
等

※ 改定箇所につきましては、「別紙」貸金庫規定 新旧対照表をご参照ください。

3. 適用開始日

2026年11月2日(月)

4. 貸金庫をご利用中のお客さまへのお願い

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記までご連絡ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

呉信用金庫 経営管理本部 総務部

(担当：池内)

電話 0823-25-6833

新	旧
貸金庫規定 1. (格納品の範囲) (1) ～ (2) (省 略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> 2. (利用目的の確認) <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 3. (契約期間等) (省 略) 4. (使用料) (省 略) 5. (鍵等の保管) (省 略)	貸金庫規定 1. (格納品の範囲) (1) ～ (2) (省 略) <u>新規追加</u> <u>新規追加</u> 2. (契約期間等) (省 略) 3. (使用料) (省 略) 4. (鍵等の保管) (省 略)

<u>6.</u> (貸金庫の開閉等) (省 略) <u>7.</u> (届出事項の変更等) (省 略) <u>8.</u> (印章・ご利用カード・鍵の喪失時等の取扱い) (省 略) <u>9.</u> (暗証照合等) (省 略) <u>10.</u> (印鑑照合等) (省 略) <u>11.</u> (損害の負担等) (省 略) <u>12.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、<u>第13条</u>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第13条</u>第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>13.</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第3条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	5. (貸金庫の開閉等) (省 略) 6. (届出事項の変更等) (省 略) 7. (印章・ご利用カード・鍵の喪失時等の取扱い) (省 略) 8. (暗証照合等) (省 略) 9. (印鑑照合等) (省 略) 10. (損害の負担等) (省 略) 11. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、<u>第12条</u>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第12条</u>第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 12. (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第7条</u>に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第2条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
---	--

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) (省 略)

- (4) **前2項または**前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合**第4条第3項**にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日**に第4条第1項の方法**に準じて自動引落しすることができるものとします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

新規追加

(3) (省 略)

- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合**第3条第3項**にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日**に第3条第1項の方法**に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) ～ (6) (省 略) 14. (貸金庫の修繕、移転等) (省 略) 15. (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するとき、<u>店舗の移転・統廃合等により貸金庫をやむなく移動させる必要が生じたときは</u>、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 16. (譲渡・転貸の禁止) (省 略) 17. (保証人) (省 略) 18. (規定の変更) (省 略) 以 上	(5) ～ (6) (省 略) 13. (貸金庫の修繕、移転等) (省 略) 14. (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 15. (譲渡・転貸の禁止) (省 略) 16. (保証人) (省 略) 17. (規定の変更) (省 略) 以 上
--	--